

広島県告示第六百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、平成二十五年八月八日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年七月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道呉環状線	呉市郷原町字ワラヒノ山四〇一〇番一三地先から 呉市郷原町字ワラヒノ山二五二一番一五地先まで	平成二十五年七月二十五日